



収集日カレンダー

4月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30	5月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	6月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30	7月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31
8月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	9月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30	10月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	11月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30
12月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	1月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	2月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	3月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31

収集日マーク

- 燃えるごみ
- 燃えないごみ
- 古着回収
- リサイクル 三ヶ尻地区
- リサイクル 街・南方地区
- 鉄くずの日

ごみの分け方・出し方

- 指定袋に入れた物以外は収集できません (二重梱包は禁止)。
- 指定袋には、行政区名、氏名をしっかりと油性ペン等で記入して下さい。
- 朝8時までに出して下さい。

分類	区分	出す時のきまり
古紙	新聞	●新聞だけを紙ひもで十字にしぼる ※広告等はその他紙類へ
	段ボール	●段ボールだけを紙ひもで十字にしぼる ●セロハンテープ、ガムテープ、複写用紙、ホッチキスの針等の異質の物はすべて取り除く
	紙パック	●紙パックは切り開いて乾燥し紙ひもで十字にしぼる ※アルミの付いている紙パックは燃えるごみへ
空き缶	アルミ	●中を洗ってアルミ缶だけを「リサイクル専用袋」に入れて出す ●ボトル缶のフタは燃えないごみへ
	スチール	●中を洗ってスチール缶だけを「リサイクル専用袋」に入れて出す ●ボトル缶のフタは燃えないごみへ
ビン類	雑ビン、無色	●首の部分の金属は取り外して燃えないごみへ
	雑ビン、茶	●中を洗ってフタを取ってボックスへ
	雑ビン、その他	●化粧品ビンや油ビン等は燃えないごみへ ●白色ビンは、雑ビン、その他へ ※ラベルははがさなくても可
プラスチック製容器包装類	ペットボトル	●マークのペットボトルだけ ●中をすすいでラベル&フタをとり「リサイクル専用袋」に入れて出す ※ラベル&フタはその他プラスチックへ
	その他プラスチック	●洗ってきれいなものを「リサイクル専用袋」に入れて出す ●表面のシール等異質の物ははがすか切ってすべて取り除く ●発泡スチロールは、袋に入らない場合は割っても可 ※マークのないペットボトルは、その他プラとして収集します
板ガラス	板ガラス	●割れたものも可 ●袋から出してボックスへ ※コップ等のガラス製品等は、雑ビンのその他のボックスへ(割れたものも可)
陶磁器	瀬戸物 茶碗、皿、どんぶり、素焼の花鉢、土鍋等	●割れたものも可 ●袋から出してボックスへ
鉄くず	タイヤのホイール、自転車(タイヤのゴム、サドルは外す)、アルミ類、なべ類(ホーロー製も可)、針金ハンガー	●鉄くず⇒木、ゴム等の外せるものは外し、袋に入るものはリサイクル袋に入れて出す
電気コード	電気コード	●ケーブル、コード類⇒家電製品に付いているコードを根元から切断し束ねて出す
蛍光管	蛍光管	※蛍光管の割れたものと電球は燃えないごみへ
乾電池	乾電池類	●ステーションの収集ボックスに直接入れる ※ボタン電池・充電式電池は回収しません
生ごみ	生ごみ(一部地区) 燃えるごみの日にごみステーションへ	●生ゴミ専用袋に、水分をよく切った生ゴミだけを入れてください ※水きりネット等は燃えるごみへ
燃えるごみ	汚れた紙屑、オムツ、木切れ、革製品、ホッカイロ、ゴム製品、合成樹脂製品、パケツ、プランター、ポリ容器、カセットテープ、ビデオテープ、カード類、その他容器包装でない燃える物で袋に入るもの	●「家庭用ごみ専用袋」使用 ●生ごみは堆肥づくりを工夫しましょう ●水気をしっかりと切って出す ●長いものは50センチ以下に切る ●紙屑は丸めなくて資源リサイクルへ (ベルト・木枝等)
燃えないごみ	スプレー缶、ビン・ドリンクのふた、その他リサイクルできない燃えない物で袋に入るもの	●「家庭用ごみ専用袋」使用 ●スプレー缶は使い切って必ず穴を開け、マジックで穴に○印をつける
小型家電	携帯PHS、電話機FAX、ラジオ、ノートパソコン、映像機器、音響機器、補助記憶装置、電子書籍端末、事務用電気機械器具、計量・測定機器、ゲーム機、カー用品、その他廃品等(別紙「小型家電リサイクル」チラシをご確認ください)	※役場庁舎・各地区センターの回収専用ボックスへ ※開庁日のみ回収
古着類	衣類全般、ぬいぐるみ(硬い部品のついていないもの) ※汚れやにおいのついたもの、寝具、敷物、カーテン、タオル、長靴、片方しかないもの、名前が付いたもの、ランドセルなど硬いものは回収できません	●年2回の回収日に指定の回収会場で回収 ●回収日はリサイクルカレンダーをご覧ください ●回収会場・時間については広報等で別途お知らせします

ステーションに出していけないごみ	処理方法
家電リサイクル法対象品: エアコン、テレビ(ブラウン管式及び液晶、プラズマ式)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機	●問い合わせは販売業者、電器店又は家電リサイクル券センター(☎0120-319640)にお尋ねください。 ●製品の一部に、小型家電リサイクルの対象となる品目がありますのでご注意ください。
パソコン、ノートパソコン	●販売店又は一般社団法人パソコン3R推進協会(http://www.pc3r.jp/)のホームページをご覧ください。 ●製品の一部に、小型家電リサイクルの対象となる品目がありますのでご注意ください。
二輪車(原動機付自転車、自動二輪車)	●二輪車リサイクルコールセンター(☎050-3000-0727)にお尋ねください。
ブロック、コンクリート、石こうボード	建設資材リサイクル法による処理が必要です。工事をお願いした業者にお尋ねください。
農業用廃プラスチック、農業のボトル、農業肥料袋	農業のごみは事業系ごみになるので、購入した店に相談してください。 *農協では年2回程度有料で回収しています。
タイヤ、バッテリー	購入した店や自動車販売店、ガソリンスタンドなどに相談してください。
ガスボンベ、消火器、ドラム缶	購入した店や、買い換え時に業者に相談してください。
ボタン電池、充電式電池	販売店に相談するか一般社団法人電池工業会(http://www.baj.or.jp/)のホームページをご覧ください。
事業所や商店等からのごみ	同一家内での営業ごみは家庭系としっかり分別し、自分で胆江地区衛生センターに運ぶか、登録業者に依頼してください。
粗大ごみ	胆江地区衛生センター(☎0197-24-5821)に直接搬入してください。 *搬入時間 平日(月から金、祝祭日は除く) 8:45 ~ 16:45 但し毎月 第3日曜日(5月は第4日曜日) 8:45 ~ 11:45

重量	料金
100kgまで	500円
100kg超~200kgまで	1,700円